本人確認法施行令の改正について

ＦＡＴＦ勧告実施の一環として、送金時の本人確認を強化する

【ＦＡＴＦ勧告の概要】

ＦＡＴＦ（マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止のための政府間機関）は、2001 年に策定した「テロ資金供与に関する特別勧告」の中で、送金業務を行う金融機関に対し、1,000 米ドル／ユーロ相当の金額を超える電信送金について、2006 年末までに本人確認の強化等を行うことを求めている。

【現行の取扱い】

本人確認法は、金融機関に対し、顧客が預金口座の開設や 200 万円を超える大口現金取引等を行う際に、本人確認を義務付けている。

【改正内容】

上記ＦＡＴＦの特別勧告を踏まえて、以下の内容の政令改正を行った。

- １０万円を超える現金送金などを行う際に、金融機関に対し、送金人の本人確認等を義務付ける。
- 公布：平成１８年９月２２日
- 施行：平成１９年１月４日

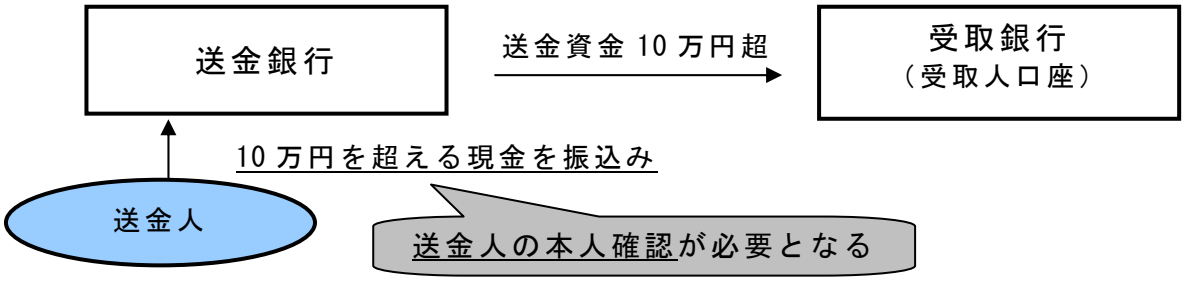

（※）送金人の預金口座から送金する場合には基本的には本人確認を行う必要はない。

【１０万円を超える送金を行う場合の実際の取扱い】

- 現金で振込みを行う場合

－窓口にて、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類を提示の上、振込みを行う必要。

－ＡＴＭでの振込みは不可。

- 預金口座を通じて振込みを行う場合

－ＡＴＭ・窓口のいずれにおいても、従来と同様のやり方で振込みを行うことが可能。

※　ただし、口座開設の際に本人確認手続きが済んでいない場合には、本人確認書類の提示がないと振込みができないこともあり得る。